

京都市告示第 326 号

京都市西京極総合運動公園北側区域及び京都市体育館並びに京都市市民スポーツ会館の指定管理者である財団法人京都市体育協会から、京都市西京極総合運動公園条例第4条、京都市体育館条例第4条及び京都市市民スポーツ会館条例第4条の規定に基づき、施設を供用しない日の変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成19年12月21日

京都市長 榎本頼兼

京都市西京極総合運動公園陸上競技場兼球技場、同公園補助競技場及び同公園野球場について平成20年1月18日（金）から平成20年1月19日（土）までを供用しない日とし、京都市体育館及び京都市市民スポーツ会館（京都市スポーツ情報提供システム窓口を含む。）について平成20年1月18日（金）を供用しない日とする。

（理由）

当該施設の自家用電気設備の法定点検を行うため

（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）